

政令第二百五十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年十月三十日とする。

理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。